

補助対象外の施設等

以下については、補助金交付の対象施設等から除く

①不特定の者の出入りが少なく、濃厚接触者の特定がしやすいことから除外する施設等

大学，専修学校，各種学校（日本語学校，外国語学校，インターナショナルスクール），文教施設（幼稚園，小中学校，義務教育学校，高等学校，高等専修学校，高等専門学校，中等教育学校，特別支援学校），学童クラブ，保育施設，婦人保護施設，工場，作業場，共同住宅，寄宿舎，下宿

※民間の文教施設及び保育施設を除く

②基本的に個室であり密集する可能性は低く，長時間滞在する施設ではないことから除外する施設等

ATM・貸倉庫・消費者金融

③参拝はほぼ屋外であり，密集する可能性は低いことから除外する施設等

神社，寺

④建物内で行事等が実施されない限り，密集する可能性は低いことから除外する施設等

教会

⑤店舗を有しているとみなさないことから除外する施設等

家庭教師，公共交通機関（個人所有のバス・タクシー・貨物自動車等の車両単位），オンライン授業，デリヘル，移動販売（キッチンカー・移動スーパー等），商業施設等に期間限定的に出店しているお店，個人事業所（自宅兼事務所として設けているもの及び工場・作業場の一角に設けているもののうち，事務室等来客対応空間を専用設けていることが確認できないもの）

⑥公的機関（施設）であることから除外する施設等

市役所，警察署，消防署，他国県市の施設，避難所・地区の集会所（公民館）

※対象の判断がつかない場合は，まちづくり推進課へ直接お問合せのうえ申請いただきますよう，よろしくお願いたします。